

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（378）」

2. 日時：平成29年9月27日 14時35分～18時30分

3. 場所：原子力規制庁 8階 企画課横会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、角谷安全審査官、近田安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 （他6名）

5. 要旨

(1) 日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所 重大事故等対処設備について』のうち「58条計装設備」について、提出資料を用いて説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの抽出・設定について、先行審査プラントとの各パラメータの設定に係る相違点について、整理して提示すること。
- 先行審査プラントの「悪影響防止」の設計方針である「重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置は他の設備から独立して単独で使用可能とし、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする」について、東海第二における設置許可基準43条「悪影響防止」の要求事項に対する適合性を整理して提示すること。
- 「重大事故等時においては、安全パラメータ表示システムにデータ表示装置を接続することで、プラントパラメータを確認する」としているが、「通常時においても安全パラメータ表示システムに端末を接続することで、プラントパラメータを確認できる設計とする」ことについて、当該の端末を通常時接続することによって、重大事故等時の安全パラメータ表示システムとデータ表示装置の接続に支障がないとする根拠を整理し、提示すること。
- 可搬型計測器の予備数に関する考え方について、整理して提示すること。
- マスキングの考え方を明確にするとともに、商業機密、核物質防護に係る情報以外については、極力マスキングを外した表現とすること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について（補足説明資料）
- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について
- ・ 玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表（対象項目：第58条）
- ・ 東海第二－玄海3／4補足資料比較表（SA58条）